

第10回宇都宮市自治基本条例を考える会議（概要）

■ 日時

平成19年8月27日（月）

■ 会場

宇都宮市役所 14大会議室, 14B会議室, 14C会議室

■ 出席者

- ・ 委員 井上委員, 藤本委員, 伊藤委員, 大竹委員, 鎌倉委員, 佐々木委員, 添田委員, 築委員, 佐藤和男委員, 西岡委員, 古橋委員, 浅野委員, 梅林委員, 片岡委員, 片桐委員, 川嶋委員, 小針委員, 酒井委員, 高山委員, 田中委員, 船津委員, 本田委員, 大矢委員, 川又委員, 佐藤六夫委員, 陣内委員, 砂長委員, 寺崎委員, 中島委員, 松本委員, 山野井委員, 櫻井委員, 小林委員, 渡辺委員, 塚原委員, 山本委員, 福田委員, 馬嶋委員, 柴田委員, 砂川委員, 森山委員（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営部次長, 行政経営課行政改革担当主幹, 行政経営課長補佐, 行政経営課行政改革グループ係長, 文書法制グループ係長, 事務局職員

■ 会議経過

1 開会

2 議事

(1) 分科会の所属について（資料1）

- ・ 事務局より説明
- ・ 資料のとおり承認

(2) 今後の検討の進め方について（資料2, 3-1, 3-2, 3-3, 片岡委員ご提供資料「自治基本条例の背景」, 参考資料「本日話し合うこと（案）」）

ア 資料の説明

事務局より説明

イ 片岡委員説明

片岡委員より自治基本条例の背景に関するご提供資料の説明

委員からの主な意見・質問等（要旨）

○ 委員

- ・ 事務局に対する意見であるが, 役割分担を明確にした方が良いのではないかと。事務局として自治基本条例の背景はどのようなものであるかをまとめて, 提示

するのが一番良い形なのではないか。

- ・ 片岡委員のご説明であるが、片岡委員の考え方がかなり入っていると感じた。これを、自治基本条例の背景だということで事務局が提示したのであれば、この是非について「考える会議」として話し合うべきであると思う。

● 事務局

- ・ 「考える会議」においては、事務局が案を提示するのではなく、委員の皆さんが議論をしてだんだんとまとめていくべきであるというのが、事務局の当初から一貫した姿勢である。
- ・ 片岡委員のご説明についてであるが、この会は、ある委員がこの時点でこのような意見をさせて頂きたいというものをできる限り話して頂くという姿勢で運営している。今回は、片岡委員がこのようにご自分では考えているというものをお話しして頂いたということである。

○ 片岡委員

- ・ 今後、三つの分科会で議論をする際に、共通のイメージを持っておいた方が良いところがあるだろうと考え、それを図でご説明させて頂いたということである。

○ 委員

- ・ 第三分科会の検討用資料の後半には、これまで会議ではあまり意見として触れられてこなかった項目が挙げられている。ただし、広い目で見れば、自治基本条例としては必要な項目であろうと思われる。事務局としてはどう考えているのか。

● 事務局

- ・ 参考資料につけているとおり、昨年度、委員から出された220の意見を、事務局として便宜上、項目別に分類させて頂いた。ただし、自治基本条例としては、これで十分ではなくて、まだ入っていない項目もあるかもしれないし、もっと発展させるべき、または掘り下げるべき項目もあるかもしれないと認識している。事務局としては、既に制定されている他の自治体の自治基本条例の状況等を参考にして、委員からの意見にはなかった項目も、あえて追加させて頂いた。これらの項目を条例に入れるべきか入れないべきか、また入れるとしたらどのような内容で入れるべきか、このあたりを議論して頂くのが今後の分科会の役割であると考えている。

ウ 各分科会における議論

第1分科会は14大会議室、第2分科会は14B会議室、第3分科会は14C会議室に分かれ、今後の検討の進め方について議論

エ 各分科会の議論の結果発表

- ・ 全分科会が再び14大会議室に集合し、各分科会から議論の結果を発表

- ・ 委員からの意見を事務局で整理し、次回の分科会における検討へつなげていくこととした。

各分科会からの発表（議事の概要、主な意見・質問等）（要旨）

○ 第1分科会

- ・ 世話人（正）として小針委員，世話人（副）として大矢委員を選出
- ・ 広報班として郡司委員，小針委員を選出
- ・ 今一度，自分達が検討することがら，項目を確認した。
- ・ 次回までの宿題として，まだ検討用資料に挙がっていないが，前文に定めるべき項目を各自洗い出しておくこととした。

○ 第2分科会

- ・ 世話人（正）として船津委員，世話人（副）として砂長委員を選出
- ・ 広報班として片岡委員，渡辺委員を選出
- ・ 資料にある「自然人」という言葉が何なのか議論になった。企業と区別するために使用されている言葉だとう説明があった。
- ・ 参考資料「条例に盛り込みたい事項」は，この「考える会議」で検討して，このような意見のわけ方になっているわけではなく，事務局が便宜上整理したものであることを確認した。
- ・ 「市民の役割・権利・責務」，「議会の役割・責務」，「執行機関の役割・責務」というわけ方は正しいと考えられるが，「市民」の中の(1)から(5)の分け方は今後検討が必要だということになった。
- ・ 自治基本条例は，自治体の憲法といえるものであろうというところで意見がまとまった。
- ・ 分科会を2グループに分けて検討するかについては，とりあえず分けずに検討していくこととした。

○ 第3分科会

- ・ 世話人（正）として酒井委員，世話人（副）として陣内委員と塚原委員を選出
- ・ 広報班として浅野委員，川嶋委員を選出
- ・ 第2回目に，検討用資料目次に掲げられている3－1(1)から(4)までを検討することとした。その先はその都度決めていく。
- ・ 目次3－2(3)以降は，各種資料や補足データが必要だということで，まず現時点での，各小学校区単位の世帯数と人口数を把握したい。
- ・ この条例の位置付けは，「地方自治体の憲法」である。他の条例との整合は，柔軟に行っていければ良いと考える。
- ・ 項目は，市民の視点から一緒にできるものは一緒にしていきたい。

3 その他

事務局から，次回の日程調整を世話人会で行うこと等を説明

4 閉会